

改定計画案における主な変更点等説明資料

1 構成上の変更点等

改定作業の 方向性	・ 林野火災対策編を追加する
	・ 計画の再編成等により実用性向上を図る
	・ タイムライン等作成により全体像の見える化を図る

(1) 現行計画における構成上の課題

ア 現行計画の構成

現行計画は、総則編、震災編、風水害等編、原子力災害編、資料編で構成されており、その中で、震災編、風水害等編、原子力災害編については、それぞれ災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画から成っている。

【現行計画の構成イメージ】

総則編	震災編 ・ 予防計画 ・ 応急対策計画 ・ 復旧・復興計画	風水害等編 ・ 予防計画 ・ 応急対策計画 ・ 復旧・復興計画	原子力災害編 ・ 予防計画 ・ 応急対策計画 ・ 復旧・復興計画	資料編
-----	--	--	---	-----

イ 構成上の課題

- ① 震災編、風水害等編、原子力災害編では、平常時の内容（予防対策）と災害時の内容（応急対策）が判別しにくい。
- ② 風水害等編の多くの内容が、震災編を参照しなければならない。
- ③ 河川の洪水対策については、現行計画とは別に水防法に基づく「足利市水防計画（以下「水防計画」という。）」があるが、両計画の関係性が明確ではない。
- ④ 資料編についても、掲載されている資料が膨大なため、目的の資料を検索しにくい。
- ⑤ ①～④のような状況であるため、特に、災害対応時のような慌ただしい状況の中では、活用しにくい構成となっている。

(2) 改定計画案における構成上の変更点等

現行計画における構成上の課題を改善するため、改定計画案の構成は次のとおりとした。

ア 活用時期や目的に応じた構成

総則編、資料編のほか、平常時に活用する「予防編」、災害時に活用する「応急対策編」、災害収束後に活用する「復旧・復興編」というように、それぞれの計画の活用時期や目的に応じた分類に見直した。

なお、資料編についても分野別に整理し、検索し易くした。

イ 災害時にも活用し易い「応急対策編」

災害時に活用される応急対策編は、林野火災編を追加するとともに、次のような構成とすることで、災害時でも必要な情報を的確に確認できるよう努めた。

- ① 応急対策編をさらに5つの災害事象ごとに分類（5計画）
- ② いずれの計画もできるだけ他計画を参照しなくても済む構成
- ③ 水防計画との一体的な運用を図るため、同計画を統合
- ④ 災害対応のたまかな流れについて確認（全体像の見える化）できるように、5計画それぞれの冒頭にタイムラインを掲載

【改定計画案の構成イメージ】



2 内容の変更点等

改定作業の 方向性	・災害検証結果の反映を図る
	・災害対策本部体制の見直しを図る
	・BCP、林野火災対応マニュアル等との連携を図る
	・関係法令、上位計画等との整合性を確保する

(1) 災害検証結果の反映

*令和元年東日本台風及び西宮林野火災の検証結果並びにこれまでの取組等の反映

主な項目	内容						
ア 災害対策本部事務局の強化	<p>① 危機管理課を兼務する「兼務職員」をあらかじめ指名することとした上で、災害事象ごとの参集基準を定めるとともに、本部運営の役割に応じたチーム編成や事務分掌を明記した。 【応急対策編】</p> <p>② 職員参集状況、市内被害状況、避難所の開設状況等の報告等については、災害情報共有システムにより行うことを明記した。 【応急対策編】</p>						
イ 避難所開設・運営体制の強化	<p>① 「足利市避難所開設・運営マニュアル」を適宜修正し、各避難所の管理責任者への連絡手段や自治会等との協力体制等を毎年度確認することを明記した。 【予防編】</p> <p>② 避難所を迅速に開設できるよう、要配慮者の受入れや感染症対策等も踏まえた避難所の開設・運営訓練を行うことを明記した。 【予防編】</p> <p>③ 閉庁時における避難所の開設・運営を担う緊急地区隊について、編成、役割、配備基準、指揮系統を明確にし、災害時には指定避難所等へ参集、活動にあたることを明記した。 【応急対策編】</p>						
ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所の見直し	<p>① 感染症や熱中症対策等の居住環境確保のため、指定避難所に位置づけられている学校施設については、必要に応じ、普通教室を含むすべての教室を利用できるようにするなど、指定避難所の面積を見直した。 【資料編】</p> <p><指定避難所の面積></p> <table border="1"> <tr> <td>現行計画</td> <td>37か所</td> <td>約38,000㎡</td> </tr> <tr> <td>改定計画案</td> <td>〃</td> <td>約107,000㎡</td> </tr> </table> <p>② 水防法の改正に伴う国県による洪水浸水想定区域見直しの結果、指定避難所のうち、洪水時の緊急避難先とすることが困難な施設については、洪水時の「指定緊急避難場所」として位置付けないこととした。 【資料編】</p>	現行計画	37か所	約38,000㎡	改定計画案	〃	約107,000㎡
現行計画	37か所	約38,000㎡					
改定計画案	〃	約107,000㎡					

＜洪水時の指定緊急避難場所としない施設＞

施設名	洪水時の影響が想定される河川（対象河川）
北郷公民館体育館	袋川
旧協和中学校体育館	渡良瀬川

【補足説明】 ＊法＝災害対策基本法

- ① 指定緊急避難場所について（法第49条の4）
 - ・災害時の緊急、一時的に退避する施設や場所
 - ・指定する場合は、災害の種類ごとに指定しなければならない。
- ② 指定避難所について（法第49条の7）
 - ・避難者が一定期間滞在するための施設
- ③ 両避難所の関係について（法第49条の8）
 - ・相互に兼ねることができる。
- ④ 本市におけるこれまでの取り扱いについて
 - ・「指定避難所」と「指定緊急避難場所」を兼ねて位置付け
 - ・市民等へは「指定避難所」として周知
- ⑤ 北郷公民館体育館及び旧協和中学校体育館に関する今後の取り扱いについて
 - ・洪水時の「指定緊急避難場所」としては指定しない。「指定避難所」としては従前どおり。
 - ・対象河川の洪水が予見される場合には、周辺住民等に対し、垂直避難や他の最寄りの避難所に避難するよう呼びかける。
- ⑥ 地域住民への周知について
 - ・関係自主防災会役員に説明を行うとともに、地域住民に対してもあらゆる機会を捉えて周知に努める。

エ 車中避難場所の設定

- ① 大規模商業施設等との災害時応援協定に基づく「車中避難場所」について計画に位置付けた。

【予防編・資料編】

＜車中避難場所の状況＞

東松苑ゴルフ倶楽部
スーパービバホーム 足利堀込店
コジマ×ビックカメラ 足利店
ヨークベニマル 足利店
白鷗大学足利高等学校 富田キャンパス
アシコタウンあしかが
足利中央特別支援学校

<p>オ 情報伝達体制の充実</p>	<p>① SNS等多様なツールの活用のほか、地域コミュニティを活用した地域連絡網の整備促進、防災情報電話一斉伝達システムの活用等により情報伝達体制を充実させることを明記した。 【予防編】</p> <p>② 河川等管理者間の洪水情報共有体制及び避難情報を住民への的確に伝達する体制を整備することを明記した。 【予防編】</p>
<p>カ 自主防災組織の育成強化</p>	<p>① 自主防災組織は、日頃からの体制整備や防災研修会、防災訓練の実施に努めることとしたほか、「地区防災計画」を策定し、同計画に基づいた取組を計画的に行うなど、自らの地域防災力の維持向上のために必要な事項について、市や関係機関等と連携しながら積極的に推進するよう努めることとした。 【予防編】</p> <p>② 自主防災組織が選定する自主避難所について計画中に位置付け、自主防災組織が自ら自主避難所を選定した場合には、地域住民に周知するとともに、防災訓練等の実施に努めることとした。また、市は、自主避難所を円滑に開設・運営できるよう、防災訓練の実施、連携協定締結等の支援を行うこととした。 【予防編】</p>
<p>キ 林野火災対策編の追加</p>	<p>① 応急対策編の1分類として、「林野火災」を策定し、林野火災発生時における職員配備基準、災害対策本部設置基準を設定した。また、災害対策本部を設置した時点で、陸上自衛隊ヘリエゾンの派遣を要請することとした。 【応急対策編】</p> <p>② 林野火災発生時には、ドローン等を活用した延焼範囲や危険個所の状況把握を行い、火災発生初期から県と情報を共有することで、円滑な活動方針の決定や応援要請に繋げることとした。 【応急対策編】</p> <p>③ その他、多様な消防水利の活用に関する事項や迅速な空中消火体制の構築に関する事項など、西宮林野火災に関する検証結果を踏まえて作成した足利市林野火災対応マニュアルとの整合を図った。 【予防編・応急対策編】</p>

(2) 災害対策本部体制の見直し

主な項目	内容																					
<p>ア 災害対策（警戒）本部長に係る見直し</p>	<p>① 両本部の本部長を市長が担うこととすることで、災害時には市長による指揮指導のもと、災害の状況に応じた適切な職員配備や災害対応を迅速に行えるよう、次のとおり体制強化を図った。 【応急対策編】</p> <table border="1" data-bbox="531 481 1366 611"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行計画</th> <th>改定計画案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害警戒本部長</td> <td>副市長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部長</td> <td>市長</td> <td>市長</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 市長不在時の本部長代行順位を次のとおり見直し、平常時における市長職務の代行順位と整合させることで、円滑な職務の代行に繋げるとともに、小中学校における災害対応をよりの確に行える体制整備を図った。 【応急対策編】</p> <table border="1" data-bbox="531 817 1366 1048"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行計画</th> <th>改定計画案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1順位</td> <td>副市長</td> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td>第2順位</td> <td>教育長</td> <td>総合政策部長</td> </tr> <tr> <td>第3順位</td> <td>総合政策部長</td> <td>行政経営部長</td> </tr> </tbody> </table>		現行計画	改定計画案	災害警戒本部長	副市長	市長	災害対策本部長	市長	市長		現行計画	改定計画案	第1順位	副市長	副市長	第2順位	教育長	総合政策部長	第3順位	総合政策部長	行政経営部長
	現行計画	改定計画案																				
災害警戒本部長	副市長	市長																				
災害対策本部長	市長	市長																				
	現行計画	改定計画案																				
第1順位	副市長	副市長																				
第2順位	教育長	総合政策部長																				
第3順位	総合政策部長	行政経営部長																				
<p>イ 職員配備基準の見直し</p>	<p>① 災害時の職員配備基準について、危機管理課兼務職員及び緊急地区隊関係職員も含め、災害事象ごとに整理した。なお、防災関係部局以外の職員配備基準については、次のとおりとした。 【応急対策編】</p> <p><職員配備基準（防災関係部局を除く）></p> <table border="1" data-bbox="531 1339 1366 1469"> <thead> <tr> <th>現行計画</th> <th>改定計画案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1配備～第3配備</td> <td>第1配備及び第2配備 *緊急地区隊は別対応</td> </tr> </tbody> </table> <p>*防災関係部局は、第1配備・第2配備に先立ち、初動警戒配備を行う。</p>	現行計画	改定計画案	第1配備～第3配備	第1配備及び第2配備 *緊急地区隊は別対応																	
現行計画	改定計画案																					
第1配備～第3配備	第1配備及び第2配備 *緊急地区隊は別対応																					
<p>ウ 平常時の部局体制に基づく事務分掌への見直し</p>	<p>① 災害対策本部が行う様々な事務分掌については、これまで地域防災計画独自の「部・班体制」により行うこととしていたが、災害時においてもより円滑に各業務を推進できるようにするため、平常時の部局体制に基づく体制に見直しを行うとともに、事務分掌を整理した。 【応急対策編・資料編】</p>																					

(3) B C P・林野火災対応マニュアル等との連携

主な項目	内容
<p>ア 大規模災害時における足利市業務継続計画(B C P)との連携</p>	<p>① 平成29年度に策定したB C Pでは、本市で大規模な地震や風水害が発生した場合において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を時系列に整理している。 改定計画案では、本市等の防災活動について、B C Pにおける非常時優先業務の考え方に基づき、タイムラインとして整理することで、「全体像の見える化」を図った。【応急対策編】</p> <p>② 災害時において各部局は、不急の行事、会議、出張等を中止すること、また、B C Pに基づいた業務継続性の確保を図ることについて明記した。【応急対策編】</p>
<p>イ 受援計画の策定</p>	<p>① 本市防災力を上回るような災害が発生した場合には、外部支援を効果的に活用することが重要となることから、本市において支援が必要となる業務やその受入体制等について整理した受援計画を策定し、改定計画やB C Pの内容と連携させることで、今後の大規模災害に備えることとした。【予防編】</p>
<p>ウ 足利市避難所開設・運営マニュアルとの連携</p>	<p>① 指定避難所等の運営に際しては、本計画と合わせ同マニュアルを参照して行うことを明記した。【応急対策編】</p>
<p>エ 災害廃棄物処理計画との連携</p>	<p>① 同計画を策定したことを踏まえ、災害時には災害廃棄物処理実行計画を策定し、進捗管理を適切に行いながら災害廃棄物の処理を実施することを明記した。【応急対策編】</p>

(4) 関係法令・上位計画等との整合性確保

主な項目	主な内容
<p>ア 水防法に関する整合性確保</p>	<p>① 同法改正に関連し、長途路川、蓮台寺川、名草川、田島川、旧蓮台寺川、彦谷川、栗谷川の洪水浸水想定区域が新たに指定されたことから、これらの河川を追加した。 【総則編】</p> <p>② 最新の洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域を掲載したハザードマップ等を活用して指定避難所や避難行動について、普及啓発することを明記した。 【予防編】</p>
<p>イ 災害救助法に関する整合性確保</p>	<p>① 避難所の設置については、災害発生前から必要に応じて同法が適用されるようになったこと、また、市が委託するボランティア活動の調整事務が同法の対象経費となったことから、これらの対応を明記した。 【応急対策編】</p> <p>② 同法による被災住宅応急修理の支援対象が「半壊に準ずる程度の損傷（準半壊）」に拡充され、また、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」と「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」に区分されたことから、これらの対応を明記した。 【応急対策編】</p>
<p>ウ 国の防災基本計画や指針に関する整合性確保</p>	<p>① 大規模災害時では、総務省が創設した「応急対策職員派遣制度」を活用し、災害マネジメントを支援する「総括支援チーム」や、避難所運営、罹災証明等を支援する「対口支援チーム」の派遣を要請できることを明記した。 【応急対策編】</p> <p>② 東海地震関連情報の発表が行われなくなったこと、南海トラフ地震関連情報の発表が開始されたことから、「東海地震の警戒宣言等に伴う対応措置計画」を「南海トラフ地震関連情報発表時の対応」に変更した。 【応急対策編】</p> <p>③ 堆積土砂排除事業、災害等廃棄物処理事業、災害復旧事業の「連携スキーム」を活用し、災害により混ざり合った大量の土砂とがれきを分別せず一括除去する場合、関係部が連携して一括除去の運用体制を確保することを明記した。 【応急対策編】</p>
<p>エ 栃木県地域防災計画に関する整合性確保</p>	<p>① 同計画との整合を全体的に図った。 【各編】</p> <p>② 大規模災害時には、県から情報収集要員や総括支援員が派遣され、市内の情報収集、市災害対策本部との調整、応援職員のニーズ把握等を行うことから、これらの県職員と連携して対応することを明記した。 【応急対策編】</p>

	③ 避難所において要配慮者の福祉的支援ニーズの把握、スクリーニング、各種相談対応を行う栃木県災害福祉支援チーム（D W A T）が創設されたことから、災害時には必要に応じてD W A Tの派遣要請を行うことを明記した。 【応急対策編】
オ 足利市国土強靱化地域計画に関する整合性確保	① 地域の強靱化施策の指針となる同計画を令和2年度に策定したことを踏まえ、地域の強靱化に関する施策については同計画との整合を図った。 【総則編・予防編】
カ 耐震改修促進計画の改訂に関する整合性確保	① 同計画（第三期計画）を策定したことを踏まえ、耐震化促進事業の具体的な取組と支援目標を設定した市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、耐震化施策を推進することを明記した。 【予防編】